

監理団体の業務の運営に関する規程

外国人材育成協同組合

（目的）

第1条 この規程は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において 監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものである。

（求人）

第2条 本事業所は、(取扱職種の範囲等)の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しない。

2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人が直接来所し、所定の求人票により申し込みするものとし、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでの申し込みも受理するものとする。

3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ 書面の交付又は電子メールの使用により明示するものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示するものとする。

4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けるものとする。いったん申し受けた手数料は、紹介の成否にかかわらず返金しない。

（求職）

第3条 本事業所は、(取扱職種の範囲等)の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しない。

2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求職票により申し込むものとし、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでの申し込みも受理するものとする。

（技能実習に関する職業紹介）

第4条 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の

趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力世話をすることとする。

- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力世話することとする。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示する。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行うものとする。
- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行する。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行うこととする。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとるものとする。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介を行わないものとする。
- 7 就職が決定したら求人者から監理費（事前教育費）を、別表の監理費表に基づき申し受けるものとする。

（団体監理型技能実習の実施に関する監理）

- 第5条 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行う。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行う。
 - 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介は行わない。
 - 4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させない。
 - 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行う。
 - 6 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じる。

- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めはしない。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講ずる。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示する。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行う。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施する。

(監理責任者)

第6条 本事業所の監理責任者は、藤村 涼子・片倉 千菜美 とする。

2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理する。

- (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
- (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
- (3) 団体監理型技能実習生の保護
- (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
- (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
- (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

(監理費の徴収)

第7条 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収する。

- 2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受ける。その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあつせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。
- 3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受ける。その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。
- 4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受ける。その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。
- 5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等か

ら、別表の監理費表に基づき申し受ける。その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とする。

（その他）

第8条 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があつた場合には、迅速に、適切に対応する。

- 2 雇用関係が成立したら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をするものとする。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をするものとする。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱うものとする。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切行わない。
- 5 本事業所の取扱職種の範囲等は、別表1に定める職種、求職者の取扱い地域は別表2に定める送出し国及び国内で、求人者は本事業所の組合員に限る。
- 6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであるが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営する。

別表1

取扱職種表

介護
建築板金
鉄筋施工
建設機械施工
塗装

別表2

送出し国一覧表

ベトナム社会主義共和国

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 28 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 1 月 22 日より改定する（第 8 条）。

この規程は、令和 2 年 2 月 3 日より改定する（第 8 条）。

この規程は、令和 3 年 9 月 15 日より改定する（第 8 条）。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より改定する（第 4 条）。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日より改定する（第 8 条）。